

道路利用者に対し必要な道路交通情報を提供するため、パトロールの強化、道路モニター制の活用、車両検知器等情報収集に必要な施設等の整備等を行なうことにより、道路交通情報の収集活動を強化するとともに、道路交通情報板等情報提供に必要な施設の整備、広報媒体の活用、情報提供機関の拡充強化等を図ることにより、道路交通情報の提供に関する体制を整備する。

1 気象情報の充実

気象状況、とくに道路交通の安全に関連の深い局地気象の状況についてその的確な把握と予報精度の向上を図るため、雨量観測網、気象レーダー情報伝送網、地上観測装置の整備等監視体制の強化および予報解析中枢の整備等予報体制の充実に努めるとともに、気象情報を迅速に提供しうるよう、予警報一斉伝達装置の整備等通報業務の強化を図る。また、気象情報の利用方法について、講習会等により周知を図る。

4 道路運送車両の安全性の確保

(1) 道路運送車両の構造、装置に関する保安上の技術的基準の改善

ア 道路運送車両の保安基準の改善

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく道路運送車両の保安基準については、交通環境および車両の使用形態の変化、車両性能の向上等に対応するよう不断に検討を加え、交通事故原因の分析解明、自動車の安全性に関する科学的研究等の成果を保安基準に反映させることとし、衝突事故の防止、歩行者の安全、衝突時の被害の軽減等に重点をおいて規制の強化を図る。

さらに、国際的協力により推進する実験安全車開発計画に基

づく成果や国際的動向をとり入れて、長期的観点にたった自動車の安全基準の策定に努める。

イ・自動車安全関係規格の整備充実

国家規格としての日本工業規格の制定にあたっては、車両の走行の安全および乗員の安全に関する装置に重点をおいて規格の整備に努める。この場合において、国際標準化機構（ISO）・国際連合欧州経済委員会（ECE）等の機関を通じて諸外国との情報交換を行ない、国際水準以上の規格とすることに努める。

また、民間団体規格としての自動車規格（JASO）の作成に対する助成等を行ない、安全上の技術基準の確立を推進する。

(2) 自動車の検査および整備の充実

ア・自動車検査施設の整備

道路運送車両法に基づく自動車の新規検査および継続検査の確実な実施を図るため、自動車台数の増加に対応して指定自動車整備事業者制度（いわゆる民間車検制度）の拡大を推進するとともに、検査体制を整備する。また、検査精度の向上および業務の合理化の見地から、自動化方式検査コースの設置を推進する。

イ・検査対象車種の拡大

最近における軽自動車の性能の向上および保有台数の増加の傾向にかんがみ、安全性確保等の観点から、軽自動車を検査対象に加えることについて具体的実施方策を検討する。

ウ・型式指定制度等の充実強化

車両の欠陥に起因する事故の発生を防止するため、新型式自動車の安全性の審査については、高速時の走行安全性の確保等に重点をおき、審査項目の充実および審査体制の強化を図る。

なお、軽自動車については、自動車検査を実施する際には型式指定の対象とし、審査内容を充実する。

また、自動車製造事業者における品質管理の徹底を図るため指導および監査機能の強化を図る。

エ 自動車の点検整備の徹底

自動車使用者による自動車の点検整備の徹底を図るため、自動車関係諸団体による広報活動を活発化するとともに、整備実施車にはその旨を示すステッカーを表示させる等の措置を講じ未実施車に対する指導を強化する。

また、街頭車両検査の態勢を強化し、整備不良車両の運行の防止に努める。

オ 自動車分解整備事業の体质改善等

自動車分解整備事業には、企業規模が零細なものが多く、自動車の定期点検整備の充実強化および民間車検の拡大を通じて自動車の安全を確保するため、これら企業の規模の適正化、設備の近代化等受入れ体制の整備を推進する必要がある。

このため、自動車分解整備事業について、協業化、共同化、業務提携等その集約化を推進させるとともに、その指導監督を充実強化する。

また、自動車整備振興会の行なう整備工場に対する相談活動を強化させ、自動車整備の向上を図る。

このほか、自動車整備従事者の確保およびその技能の向上を図るため、自動車整備士技能検定制度および自動車整備士養成施設の指定制度について、技能検定の種類の充実、養成施設の整備および養成施設における教材等の充実、養成制度と技能検定の関連づけの強化等その改善を図る。